

ながはら病院 院内感染対策に関する取り組み事項

(1) 院内感染対策の組織に関する事項

院内における感染防止対策に関する意思決定機関として、院長及び各部署の責任者を構成メンバーとする「感染防止対策委員会」を設置しています。委員会は定例会議を月1回、また、必要時にはその都度開催します。さらに、感染防止対策に関する実働的組織として「感染制御チーム」を設置し、週1回程度、院内を巡回し、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行います。

(2) 院内感染対策に関する職員研修についての事項

職員の感染防止対策に対する意識向上と知識獲得を目的とした研修会を年2回実施しています。

(3) 感染症発生状況報告に関する事項

検査部及び薬剤部は、微生物学的検査結果及び薬剤使用状況(感染情報レポート)を、感染防止対策委員会に報告します。

(4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、各部署の感染防止対策委員が感染対策委員長に報告します。感染対策委員長は速やかに感染対策委員会を召集し、感染対策委員は現状の把握、検査の実施、職員への周知、感染対策の徹底などを行い、感染源や感染経路を究明し、感染拡大を防止します。必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

(5) 感染防止対策推進のために必要な事項

各部署に感染対策マニュアルを配備し、具体的な感染予防策や感染症発生時の対応について全職員への周知を行っています。感染制御チームは、少なくとも年4回、連携している感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加します。

